

## 第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大防止は本計画の定めるところによる。

### 第1節 災害広報・情報提供計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供ならびに広報活動は本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

- (1) 町長
- (2) 中標津警察署長
- (3) その他の防災関係機関の長

#### 2 災害情報等の収集要領

災害情報等の収集については町防災計画本編第3章「災害情報通信計画」によるほか、次の要領によって収集するものとする。

- (1) 災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

#### 3 災害広報及び情報等の提供の方法

- (1) 目的

本町は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

- (2) 別海町災害対策本部における災害広報及び同情報提供に関する担当窓口

町防災計画第2章第3節「別海町災害対策本部」に示す対策任務分担を準拠とし、同本部内に編成された総務対策部広報対策班を担当窓口として、一元的に対応することを基本とする。

### (3) 災害広報及び災害情報提供要領及び留意事項

#### ア 被災者の安否に関する住民等からの照会時の対応

##### (ア) 被災者の安否について住民等からの照会があった場合

個人情報保護法※<sup>1</sup>及び内閣府（防災担当）の「防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針」※<sup>2</sup>（以下「国の指針等」という。）に基づき、利用目的を特定し、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することなく、要配慮者への伝達にも配慮して、消防、救助等人命に関わる災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲内で可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

##### (イ) 住民等からの照会の際に関係機関への情報提供を利用目的として特定していない場合

被災者の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、関係機関と情報共有できるよう個人情報保護法第69条第2項※<sup>3</sup>の規定に基づき、「相当の理由があるとき」と判断して当該機関と情報共有を図るものとする。

#### イ 適切な広報

本町は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、広報車両、インターネット、SNS、掲示板及び印刷物等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

#### ウ 報道機関に対する情報発表等

本町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について災害対策本部活動に支障を及ぼさない範囲内での協力するものとし、収集した被害状況・災害情報等は、その都度報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

##### (ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日

##### (イ) 災害発生場所又は被害激甚地域

##### (ウ) 被害調査及び発表の時刻

##### (エ) 被害状況

##### (オ) 救助法適用の有無

##### (カ) その他判明した被災地の情報

##### (キ) 町における応急対策の状況

##### (ク) 災害対策本部の設置又は解散

#### エ 住民に対する広報

(ア) 本町は、所管区域内の関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について各機関及びボランティア団体等とも連携を図り、正確な情報を適切に提供する。

- (イ) 被災を免れた住民（以下「一般住民」という。）及び被災者に対する広報活動は、災害時の推移をみながら次の方法により行うものとする。
- a 広報車の利用（町防災計画資料編「広報使用可能車両」に資料記載）
  - b 新聞、ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、インターネット及びSNSの利用
  - c 町広報紙、チラシ類の印刷物の利用
  - d 防災行政無線（同報系）の利用
  - e 移動携帯端末
  - f 北海道総合行政情報ネットワーク（通称「北海道防災情報システム」）（以下「Lアラート」という。）※<sup>4</sup>の利用
- (ウ) 一般住民及び被災者に対する広報事項は、次のとおりとする。
- a 災害に関する情報、警戒レベル及び住民に対する注意事項
  - b 災害応急対策とその状況
  - c 被災復旧対策とその状況
  - d 被災地を中心とした交通に関する状況

### 【注 釈】

※<sup>1</sup> 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

※<sup>2</sup> 防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針

防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針（府政防第297号・消防災第47号）

※<sup>3</sup> 個人情報保護法第69条

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条「利用及び提供の制限」

※<sup>4</sup> 北海道防災情報システム（通称「Lアラート」という。）

正式名称は、「北海道総合行政情報ネットワーク」（以下「北海道防災情報システム」という。）であり、平成23年5月から北海道が運用を開始している。北海道防災情報システムは、気象・被害・避難・避難所の各種防災情報を道が一元管理による見える化した当該情報を発信・情報共有を図るシステムとして、北海道と市町村をネットワークで結び、気象情報を市町村へ伝達している他、ホームページやメールで道民や防災関係機関へ防災情報を発信している。

別図 北海道防災情報システム（Lアラート）の概念図



引用 北海道総務部危機対策局危機対策課 HP 「北海道防災警報システム」  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bousai-system.html>

オ 一般住民及び被災者からの広聴

災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(4) 災害現地対策本部設置・運用間の災害広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、関係機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

## 4 安否情報の提供

(1) 災害時の安否不明者に係る個人情報の取り扱い

本町は、国の指針等※

に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

ア 安否不明者に係る個人情報の取り扱いは、国の指針等に基づき、当該個人情報の利用目的を特定して、合規適正に取り扱うものとする。

イ 安否不明者の名簿公表を利用目的として特定していない場合は、人命第一の観点から、その公益性及び緊急性に鑑み、取り扱うものとする。

その際、個人情報保護法第69条第2項※<sup>2</sup>の規定に基づき、その都度判断ものとする。

ウ 安否不明者の氏名等の公表、若しくは当該情報を提供するにあたり、配偶者からのドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に該当するか否か不明な場合、その他、当該安否不明者を公表又は情報提供により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのある特段の事情を把握した場合は、住民基本台帳法第12条の2※<sup>3</sup>・第15条の4※<sup>4</sup>及び住民基本台帳法に係る自治省令※<sup>5</sup>の規定に基づき、当該住民基本台帳の閲覧制限の有無を事前に確認するものとする。

その際、個人情報の閲覧制限がある場合、当該理由又は事情に十分配慮の上、公表対象から除かなければならない。

### 【注 釈】

※<sup>1</sup> 防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針

防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針（府政防第297号・消防法第47号）

※<sup>2</sup> 個人情報保護法第69条

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条「利用及び提供の制限」

※<sup>3</sup> 住民基本台帳法第12条の2

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2「国または地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付」

※<sup>4</sup> 住民基本台帳法第15条の4

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の4「除票の写し等の交付」

※<sup>5</sup> 住民基本台帳法に係る自治省令

本文中の住民基本台帳法に係る自治省令とは、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第13条第2項「本人の除票の写し等の交付の請求の受付及び請求につき明らかにしなければならない事項」をいう。

(2) 災害時における安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会者に対する本人確認

(ア) 安否情報照会時における本人確認要領

照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別及び照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

(イ) 安否情報照会時の対応

当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳カード（有効期限内に限る。）及び個人番号カード（通称「マイナンバーカード」という。）等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

イ 当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

別図 照会者と照会に係る被災者との関係性に応ずる提供可能な安否情報の内容一覧

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
A	被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	① 被災者の居所 ② 被災者の負傷若しくは疾病の状況 ③ 被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
B	① 被災者の親族（Aに掲げる者を除く。） ② 被災者の職場の関係者その他の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
C	被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	被災者について保有している安否情報の有無

上記の表に関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

ウ 本町が公表する個人情報の範囲に係る留意事項

安否不明者を識別するために必要な情報の範囲を適切に判断して、公表するものとする。その際、当該安否不明者の住所の詳細は、災害時における空き巣等の犯罪を誘発しやすいことから、防犯について十分配慮する。

### (3) 災害時における安否不明者に係る個人情報の取り扱いに係る基本姿勢

本町は、災害時における安否不明者に係る個人情報の取り扱いをするにあたり、国の指針等に基づき利用目的を特定し、次のとおり対応するものとする。

- ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わる災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲内で回答するよう努めるものとする。
- イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ウ 安否不明者の個人情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- エ 被災者の中に、配偶者からのDV等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底しなければならない。
- オ 災害時の安否不明者の情報提供を利用目的として特定していない場合は、個人情報保護法第69条第2項の規定に基づき、その都度判断するものとする。

## 5 災害時の氏名等の公表

---

本町は、災害時の要救助者及び安否不明者を迅速に把握するため、関係機関の協力を得て、絶え間ない情報収集を行う。その際、安否不明者に関する個人情報について関係機関への情報提供、若しくは安否不明者の氏名等個人情報の公表が必要な場合は、国の指針等に基づき、利用目的を特定し、取り扱うものとする。

また、関係機関に対し、当該個人情報の提供等をする際、利用目的を特定していない場合については、個人情報保護法第69条第2項の規定に基づき、その都度判断するものとする。

## 6 被災相談所の開設

---

本部長が必要と認めたときは、町役場内に被災相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

## 第2節 水防計画

### 1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、別海町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒、防御及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 2 用語の定義

この計画において、主な水防用語の定義は次のとおりである。

用語	定義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。 別海町においては、水防団を組織していないが、消防機関及び消防団がその役割を担っている。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）

上記の表は、次の頁に続く。

用語	定義
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）
水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したときは、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

上記の表は、次の頁に続く。

用語	定義
水防団待機水位 (通報水位)	<p>量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p> <p>本町を流れる西別川は、水位通報河川である。</p>
氾濫注意水位	<p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。</p>
避難判断水位	<p>市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p>
氾濫危険水位	<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p>
内水氾濫危険水位	<p>法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。</p>
洪水特別警戒水位	<p>法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
雨水出水特別警戒水位	<p>法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
高潮特別警戒水位	<p>法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
重要水防箇所	<p>堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</p>

上記の表は、次の頁に続く。

用語	定義
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）
内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）

### 3 水防の責務

水防法に定める水防に係る機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりである。

(1) 別海町（水防管理団体）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- カ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- キ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ク 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ケ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- コ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- サ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- シ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ス 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- セ 警戒区域の設定（法第21条）
- ソ 警察官の援助の要求（法第22条）
- タ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- チ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ツ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- テ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ト 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ナ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ニ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ヌ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ネ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

- ヌ 水防協力団体の指定・公示 (法第36条)
- ネ 水防協力団体に対する監督等 (法第39条)
- ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
- ハ 水防従事者に対する災害補償 (法第45条)
- ヒ 消防事務との調整 (法第50条)

(2) 北海道（根室振興局）

- ア 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
- イ 知事（振興局長）は、気象庁長官（釧路地方気象台長）が気象の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者（町長）にその内容を通知するものとする。

(3) 居住者等の義務

- ア 水防への従事 (法第24条)  
町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長（消防長）から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。
- イ 水防通信への協力 (法第27条)

## 4 津波における留意事項

---

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 5 安全配慮

---

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

## 6 水防組織

---

### (1) 別海町（水防管理団体）の水防組織

#### ア 目的

その区域内の河川、海岸等で水防を必要とする箇所を警戒防御をする

イ 町防災計画本編第2章第3節「別海町災害対策本部」に定める災害対策本部で行うものとする。

### (2) 大規模氾濫減災協議会

ア 国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するに必要な協議を行うための協議会（以下「大規模氾濫減災協議会」という。）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

(ア) 国土交通大臣

(イ) 北海道知事

(ウ) 当該河川の存する市町村の長

(エ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

(オ) 当該河川の河川管理者

(カ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

- (キ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者
- イ 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- ウ 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(3) 北海道大規模氾濫減災協議会

- ア 北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」という。）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
  - (ア) 北海道知事
  - (イ) 当該河川の存する市町村の長
  - (ウ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - (エ) 当該河川の河川管理者
  - (オ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長又は地方気象台長
  - (カ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他北海道知事が必要と認める者
- イ 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- ウ 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

## 7 予報及び警報

気象予報警報を住民に伝達する場合は、町防災計画本編第3章第1節「気象予報警報等伝達計画」によるものとする。

気象官署が発表又は伝達する警報・注意報・予報等の種類及び伝達系統が次のとおりである。

(1) 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

区 分	種 類	発表機関	摘 要
<b>気象予報警報</b>  <b>法第10条第1項</b> <b>気象業務法</b> <b>第14条の2 第1項</b>	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
<b>洪水予報</b>  <b>法第10条第2項</b> <b>法第11条第1項</b> <b>気象業務法</b> <b>第14条の2 第2項</b> <b>第14条の2 第3項</b>	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
<b>水防警報</b> (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

(2) 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。（なお、「大津波警報」の名称で発表する。）

一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

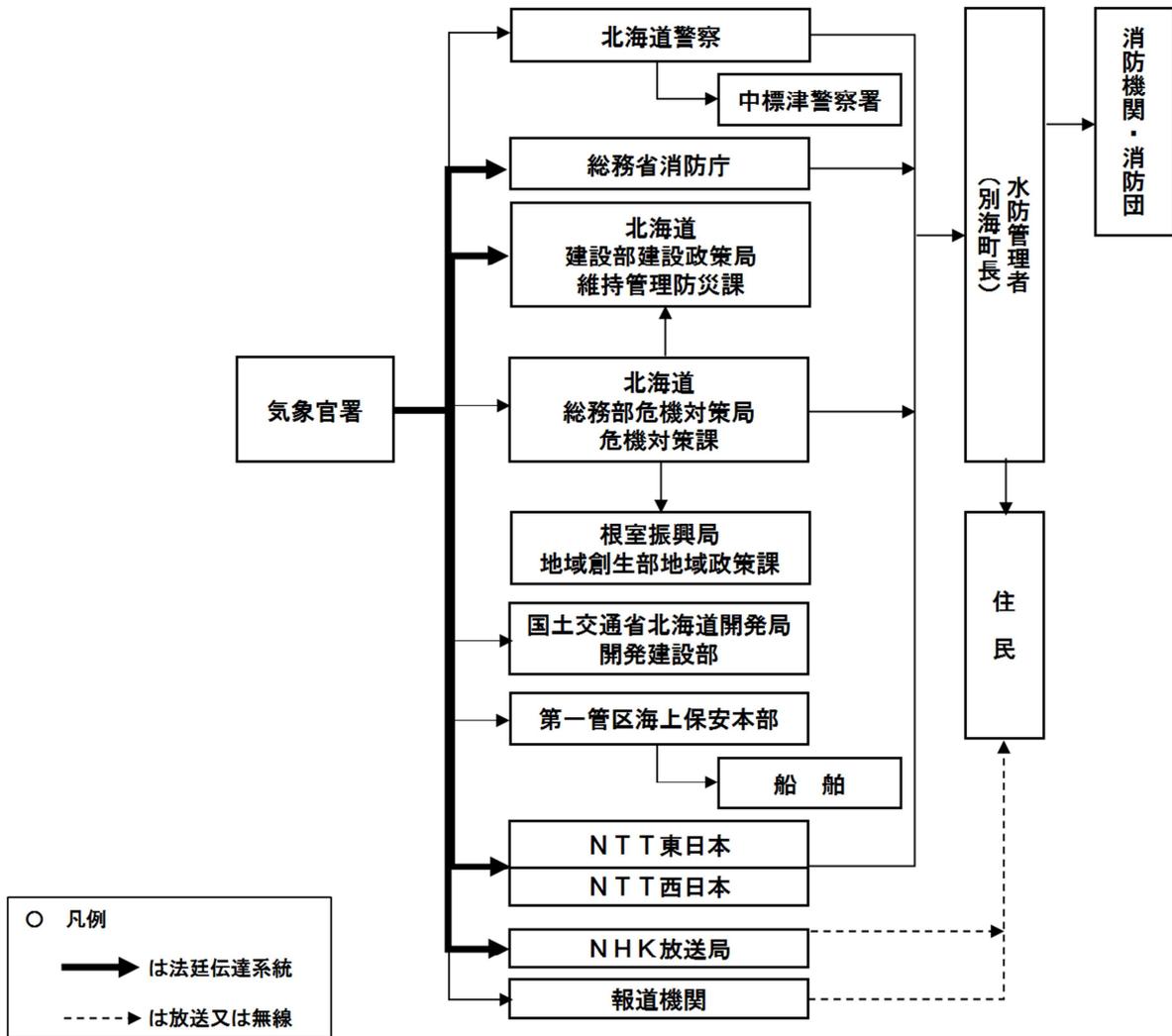
(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

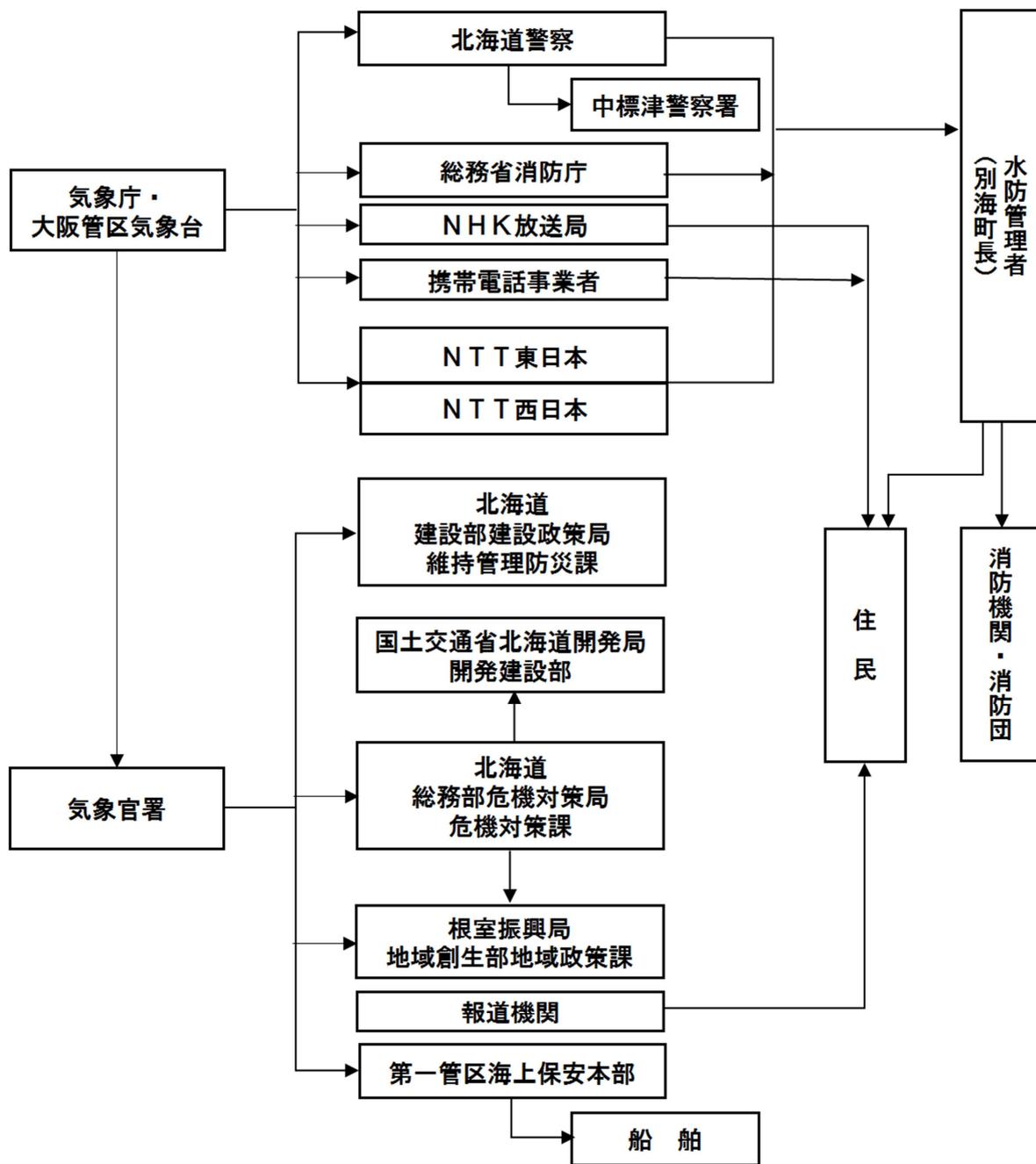
種 類	内 容
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 警報等の伝達系統及び手段

ア 洪水の場合



イ 津波の場合



(5) 洪水予報河川における洪水予報

ア 発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。

イ 水位の危険度レベル、水位の名称等

水位の危険度 レベル	水位の名称	発表する洪水予報	住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4（危険）	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3（警戒）	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2（注意）	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	（発表なし）	水防団待機

ウ 水位周知の種類、発表基準及び内容

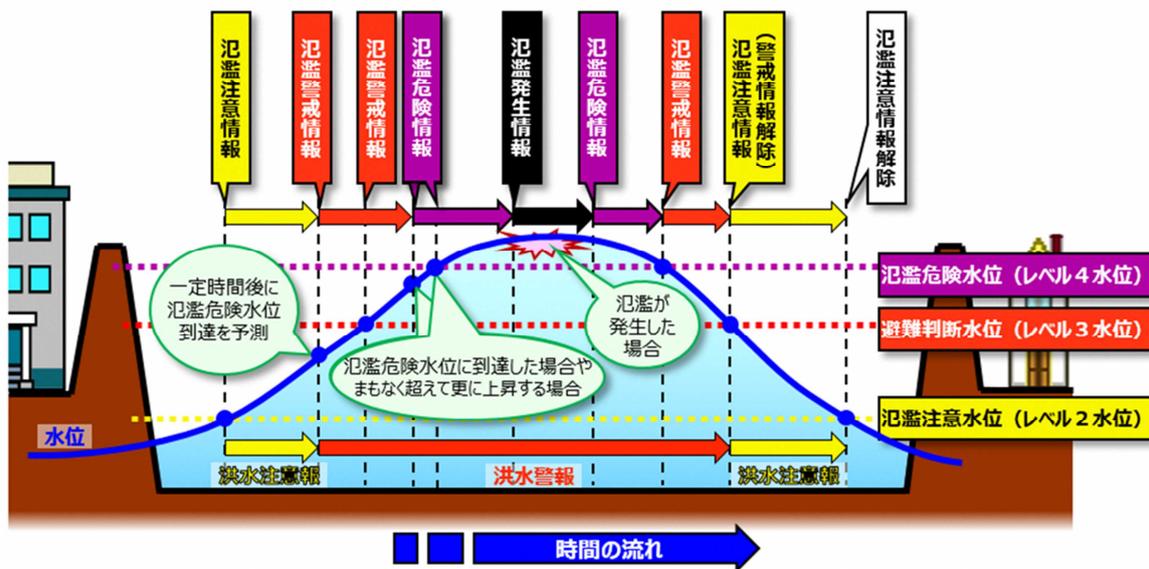
種 類	発表基準	内 容	警戒レベル相当 洪水の場合
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	氾濫注意水位に達した旨を通知するもの。	警戒レベル2相当 情報
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	高齢者等避難の目安となる避難判断水位に到達した旨を通知するもの。	警戒レベル3相当 情報
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき。	避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位に到達した旨を通知するもの。	警戒レベル4相当 情報
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。	氾濫が発生し、直ちに安全確保をしなければならない旨を通知するもの。	警戒レベル5相当 情報
氾濫注意情報解除	氾濫注意水位以下に降下し、今後、水位の再上昇がないと見込まれるとき。	氾濫注意水位を下回った旨を通知するもの。	—

引用 釧路総合振興局釧路建設管理部「水防警報等実施要領」(令和5年(2023年)6月)

別表4「水位周知の種類、内容及び発表基準」に一部追記

別図 指定河川洪水予報の標題と洪水警報・注意報との関係

洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 [警戒レベル5相当]
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 [警戒レベル4相当]
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 [警戒レベル3相当]
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 [警戒レベル2相当]



引用 気象庁ホームページ「指定河川洪水予報」の「指定河川洪水予報の標題」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html>

(6) 水防警報における安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、北海道水防計画における安全確保の原則として、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないものと示されている。

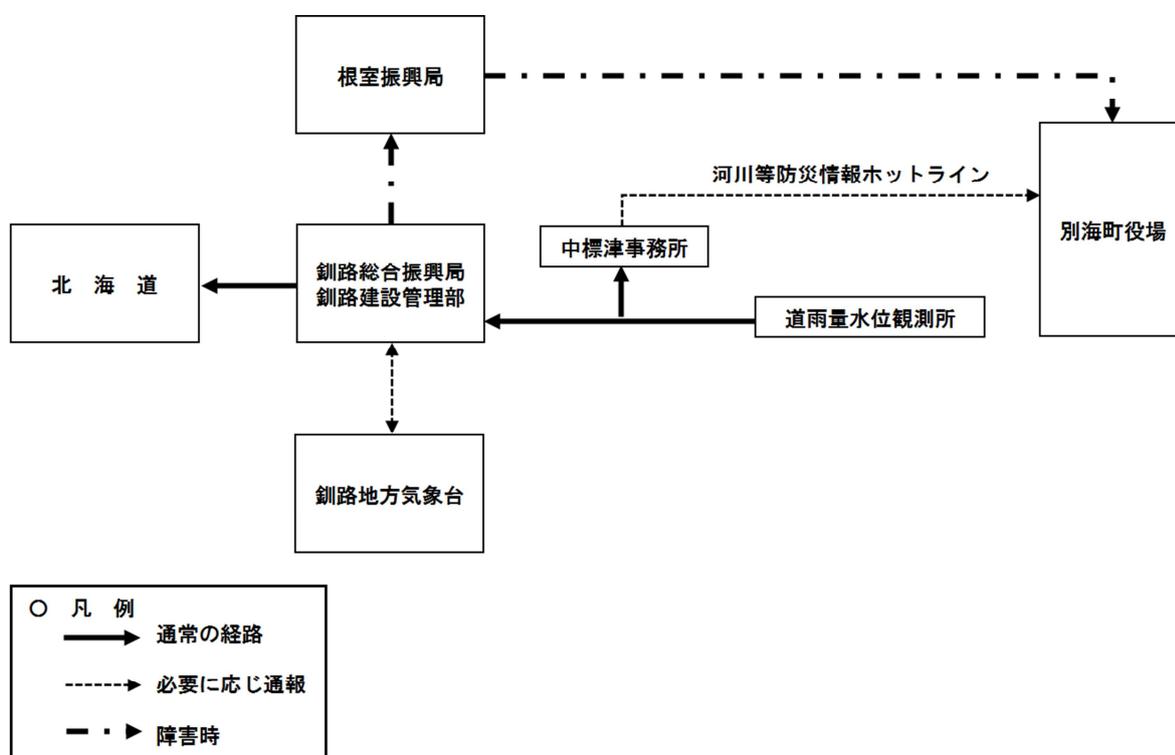
## 8 水位等の観測

(1) 別海町内に設置されている北海道の水位観測所及び雨量観測所

管轄区分	観測所名	種別	級種	水系名	河川名称	観測所所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	受持事務所
釧路	共春	雨量	2	西別川	西別川	野付郡別海町西春別222番46地先	—	—	—	—	中標津
釧路	西別川	水位	2	西別川	西別川	野付郡別海町別海寿町1番1地先	20.28	21.62	23.14	23.14	中標津
釧路	中西別	水位	2	西別川	西別川	野付郡別海町中西別150番12地先	37.75	39.28	40.65	40.65	中標津

(2) 水位等通報系統図

本町に係る水位等通報系統図は、次のとおりである。



引用 北海道水防計画第5章第1節6「水位等通報系統図」を元に作成

## 9 気象予報等の情報収集

### (1) 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

別海町長（以下「水防管理者」という。）又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し必要と認める時は、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

#### ア 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	<a href="https://city.river.go.jp/">https://city.river.go.jp/</a>	1 雨量・水位情報 2 レーダー 3 観測情報 4 水防警報、 5 洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	<a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/">https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/</a>	潮位・波高
気象庁ホームページ	<a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	1 気象情報 2 解析雨量 3 早期注意情報(警報級の可能性) 4 気象警報/注意報 5 アメダス 6 雨雲の動き 7 今後の雨 8 キキクル(危険度分布) 9 流域雨量指数の予測値等

イ 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	情報提供
国土交通省 「川の防災情報」	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>	1 雨量・水位情報 2 レーダー 3 観測情報 4 水防警報 5 洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	<a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/">https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/</a>	潮位・波高
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	<a href="https://www.bousaihokkaido.jp/">https://www.bousaihokkaido.jp/</a>	1 気象情報 2 避難情報 3 道路情報 4 河川情報 5 メール配信サービス
札幌管区气象台 ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	<a href="https://www.jmanet.go.jp/sapporo/">https://www.jmanet.go.jp/sapporo/</a>	1 気象情報、解析雨量 2 早期注意情報（警報級の可能性） 3 気象警報/注意報
気象庁ホームページ	<a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	4 アメダス 5 雨雲の動き 6 今後の雨 7 キキクル（危険度分布） 8 流域雨量指数の予測値等

(2) 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

### イ 地方気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

### ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

### エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

### オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

## 10 水防施設及び水防資器材

(1) 別海町（水防管理団体）は、重要水防箇所に必要な応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えるものとする。

(2) 水防倉庫1棟あたりの標準面積  
1棟面積33平方メートルを目安とする。

(3) 水防倉庫内の水防資器材の備蓄基準  
水防倉庫1棟33平方メートル当たりの水防資器材の備蓄基準おおむね次のとおりである。ただし、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができるものとする。

(4) 北海道が示す水防倉庫1棟33平方メートル当りの水防資器材備蓄基準

品名	数量	適用	品名	数量	適用	品名	数量	適用
掛矢	10		照明灯	10		土のう	3,000	フルコン土のうを含む。
鋸	10		丸太	100	1.2m	ロープ	37.5kg	
斧	10		丸太	50	2m	シート	100	
スコップ	50		丸太	50	1.6m~9.9m	鉄線	80kg	
蛸槌	5		しの	6		ペンチ	5	
鎌	20		竹釘	12				
ツルハシ	10							

(5) 水防管理者は、水防区域を毎年調査し、これに対応する水防工法を検討し、水防活動に必要な資材等を備蓄するなど災害に備えるものとする。

(町防災計画資料編「水防資材一覧表」参照)

## 11 水防活動

(1) 別海町（水防管理団体）の非常配備体制

第2章「防災組織」第4節「非常配備体制」に準ずる。

(2) 巡視及び警戒

ア 平常時

- a 別海町長（水防管理者）、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- b 上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- c 河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- d 水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力の他、必要に応じ、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

この際、水防活動に従事する消防機関等が立会又は共同で行うことが望ましい。

イ 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、根室振興局長及び河川等の管理者に連絡し、根室振興局長は知事に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- a 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- b 堤防の上端の亀裂又は沈下
- c 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- d 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- e 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- f 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### (イ) 高潮

水防管理者等は、非常配備体制へ移行した際については、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、根室振興局長及び海岸等の管理者に連絡する。

- a 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- b 堤防の上端の亀裂又は沈下
- c 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- d 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- e 排水門・取水門・開門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- f 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### (3) 水防作業

ア 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防活動に従事する者は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

イ 水防管理者は、平常時から水防活動に従事する消防機関、消防団及び水防関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

### (4) 緊急通行

水防法第19条の規定により、緊急通行は、次のとおり行うものとする。

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、以下の者については一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- ア 消防機関に属する者
- イ 消防団長
- ウ 消防団員
- エ 水防管理者
- オ 水防管理者の委任を受けた者（町災害対策本部要員等）
- カ その他の水防関係者

### (5) 損失補填

水防法第19条第2項の規定により、別海町（水防管理団体）は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### (6) 避難のための立退きの指示

水防法第29条第1項の規定により、立退きの指示は、次のとおり行うものとする。

ア 当該区域が洪水、内水、津波、又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者が指示をする場合

当該区域を管轄する中標津警察署長にその旨を通知するものとする。

ウ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合

その状況を根室振興局長に速やかに報告するものとする。

エ 水防管理者による周知

水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

## 12 決壊・越水等の通報

### (1) 決壊・漏水等の通報

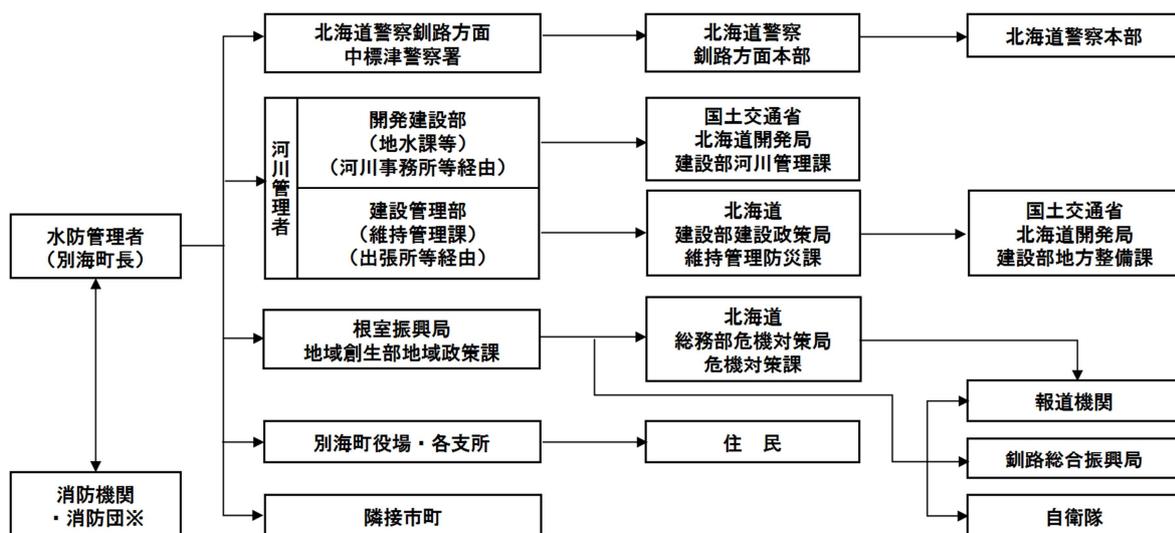
水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

### (2) 堤防の決壊・越水等通報系統図

堤防の決壊・越水時の通報系統図は次のとおりである。

別図1 堤防の決壊・越水時の通報系統図



※ 消防機関の長、消防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ、通報を行うものとする。

## 13 水防配備の解除

---

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、配備を解除したときは、根室振興局長を通じ知事に報告するものとする。

(2) 消防機関及び消防団等水防活動に従事する者の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 14 水防信号

(1) 水防法第20条の規定により北海道水防計画に示された北海道知事の定める水防信号は、次のとおりである。

ア 第1信号

氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。

イ 第2信号

水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

ウ 第3信号

当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

エ 第4信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

(2) 水防信号

信号別	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○- 休止 -○- 休止 -○- 休止 -○- 休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○- 休止 -○- 休止 -○- 休止 -○- 休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○- 休止 -○- 休止 -○- 休止 -○- 休止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○- 休止 -○-

### 【水防信号使用時の留意事項】

ア 信号は適宜の時間継続すること。

イ 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 15 協力、援助及び災害派遣要請の要求

---

### (1) 下水道管理団体としての協力等

下水道管理者（町長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ア 下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）提供
- イ 氾濫が想定される地点の事前提示
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- オ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集及び提供するための職員（リエゾン）の派遣

### (2) 警察官の援助の要求

水防法第22条の規定により、別海町長（以下「水防管理者」という。）は、水防のため必要があると認めるときは、中標津警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する中標津警察署長と協議を実施して平素から認識を統一しておくものとする。

### (3) 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道知事（要求先は「根室振興局長」）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。その際、派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

## 16 費用負担と公用負担

### (1) 費用負担

水防法第42条の規定により、費用負担については、次のとおりとする。

ア 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議の上、定めるものとする。

イ 水防により著しく利益を受ける自治体の費用負担

北海道水防計画に示された水防により著しく利益を受ける自治体の費用負担については、水防管理団体の水防活動によって、当該水防管理団体の区域以外の自治体（市町村）が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける自治体（市町村）が負担するものとされている。負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける自治体（市町村）と協議の上、定めるものとする。当該協議が成立しない場合は、水防管理団体は知事に、あつせんを申請することができる。

### (2) 公用負担

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は、以下に示すアからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

### (3) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、別海町長（以下「水防管理者」という。）、若しくは災害対策本部から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

### (4) 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の公用負担命令書を目的物の所有者、管理者またはこれらに準ずる者に直接交付してこれをなすものとする。

## 17 水防報告等

---

### (1) 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録項目を準拠として作成し、保管するものとする。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ウ 警戒出動及び解散命令の時刻
- エ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- オ 水防作業の状況
- カ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- キ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ク 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ケ 応援の状況
- コ 居住者出勤の状況
- サ 警察関係の援助の状況
- シ 現場指導の官公署氏名
- ス 立退きの状況及びそれを指示した理由
- セ 水防関係者の死傷
- ソ 殊勲者及びその功績
- タ 殊勲水防団（殊勲消防団）とその功績
- チ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### (2) 水防報告

別海町長（以下「水防管理者」という。）は、水防活動が終了したときは、その状況を速やかに根室振興局長に報告するものとする。

その際、河川の水位等が警戒水位以下に減じ、水防の必要がなくなったとき、水防管理者は関係機関に通報し、かつその旨を一般住民に周知し、水防活動が終了したときは速やかに記録を整理し、北海道水防計画に基づき、町防災計画資料編「水防活動実施報告書」を作成して根室振興局長に提出するものとする。

## 18 水防訓練

水防法第32条の2の規定により、指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や関係機関が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

## 19 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

### (1) 洪水、内水及び高潮対応

ア 町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、水防法第15条の規定により町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う、洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- (オ) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### イ 予想される水災の危険の周知等

水防管理団体の長である別海町長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町内の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知する。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

ウ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

(ア) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務

- a 水防法 15 条第 1 項及び国土交通省令で定めるところにより、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- b 本町は、町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- c 水防法第 15 条の 3 により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

(イ) 本町の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成要領別表に示す別海町の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等の所有者または管理者（「施設管理者」という。）は、水防法第 15 条第 1 項第 4 号・同第 15 条の 3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法（「土砂災害防止法」という。）第 8 条の 2 第 1 項・同第 5 号及び津波防災地域づくりに関する法律（「津波法」という。）第 71 条第 1 項に基づき、施設利用者及び職員等の避難確保のため、当該施設の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施し、その結果を町長へ報告しなければならない。

別表 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧

番号	区分	事業所名	住所	浸水想定区域		土砂災害警戒区域
				西別川	春別川	
1	学校	別海中央中学校	別海緑町116番地4	○	—	—
2	学校	北海道別海高等学校	別海緑町70番地の1	○	—	—
3	学校	中春別小学校	中春別西町34番地	—	○	—
4	医療施設	町立別海病院	別海西本町103番地の9	○	—	—
5	保育園	別海保育園	別海緑町38番地の1	○	—	—
6	保育園	家庭的保育施設おひさま	別海常盤町264番地の2	○	—	—
7	保育園	認定こども園中春別保育園	中春別東町73番地	—	○	—
8	保育園	本別海へき地保育園	本別海2番地	○	—	—
9	幼稚園	別海愛光幼稚園	別海緑町108番地	○	—	—
10	幼稚園	別海くすみ幼稚園	別海旭町206番地	○	—	—
11	児童福祉施設	別海子育て応援スペースMILKIDS	別海緑町119番地の2	○	—	—
12	児童福祉施設	指定放課後等デイサービス「こども広場ひかり」	別海220番地の19	○	—	—
13	児童福祉施設	中央児童館	別海寿町1番地1	○	—	—
14	児童福祉施設	中春別アフタースクールキッズクラブ	中春別東町35番地	—	○	—
15	児童福祉施設	母子健康センター	別海西本町101番地の1	○	—	—
16	障がい者福祉施設	グループホームすずらん	別海鶴舞町6番地の45	○	—	—
17	障がい者福祉施設	グループホームひまわり	別海旭町416番地	○	—	—
18	障がい者福祉施設	グループホームこすもす	別海旭町422番地	○	—	—
19	障がい者福祉施設	NPO法人スワンの家	別海新栄町5番地	○	—	—
20	障がい者福祉施設	ふれあいの家	別海常盤町	○	—	—
21	高齢者施設	特別養護老人ホーム清翠園	別海西本町52番地	○	—	—
22	高齢者施設	デイサービスセンターひだまり	別海西本町52番地の2	○	—	—
23	高齢者施設	老人保健施設すこやか	別海西本町104番地	○	—	—
24	高齢者施設	グループホーム育成会まごころ	別海川上町20番地の11	○	—	—
25	高齢者施設	デイホーム笑楽	別海川上町57番地	○	—	—

### (2) 津波対応

#### ア 町地域防災計画の拡充

町防災会議は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

#### イ 津波ハザードマップの作成・周知

本町は、町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

#### ウ 避難促進施設に係る避難確保計画

- (ア) 津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを別海町長に報告するとともに、公表するものとする。

(イ) 津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- a 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- b 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- c 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- d 避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(3) 浸水被害軽減地区の指定

水防法第15条の6の規定により、水防管理者（町長）は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防、自然堤防、その他帯状の盛土構造物が存在する区域であって、浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを水害時における浸水拡大抑制を目的とし、当該土地の所有者の同意を得た上で、浸水被害軽減地区として指定することができる。

## 第3節 避難・救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、住民の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、必要と認める地域住民に対して行う安全地域への避難のための立退きの指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という）。及び避難所等を開設するための計画は次に定めるところによる。

また、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、保護すること等について定めるものとする。

### 1 避難計画

#### (1) 避難実施責任者

避難のための避難指示等を行う責任者は、基本法その他の法律により、次のように定められている。

##### ア 町長（基本法第60条、水防法第29条）

災害の危険がある場合に必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難指示等又は屋内での退避等の安全確保措置を発令し、立退き先を指示するとともに、避難所の開設、被災者の収容等を行い、速やかに知事（根室振興局長）に報告する。（解除の場合も同様とする。）

また、水防管理者（町長）は、避難指示等が発令した場合は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知しなければならない。

##### イ 町長から委任を受けた職員

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難指示等又は屋内での退避等の安全確保措置を指示する。

##### ウ 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条第1項）

町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。その場合直ちに町長に通報するものとする。

また、天災事変等の危険な事態がある場合で、特に急を要するときは危害を受けるおそれのある者を避難させるなどの措置をとることができる。

##### エ 知事またはその命を受けた道職員（基本法第60条、地すべり防止法第25条、水防法第29条）

###### (ア) 洪水等による避難指示等

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときに立退き又は屋内での退避等の安全確保措置を指示する。

###### (イ) 地すべりによる避難指示等

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときに立退き又は屋内で

の退避等の安全確保措置を指示する。

### オ 自衛隊（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、警察官がその場にはいない場合は、避難させるなどの措置をとることができる。

## (2) 避難指示及び高齢者等避難の区分

避難実施責任者は、適時・適切に災害発生情報、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令※するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、地域の災害リスク、取るべき避難行動及び避難指示等の意味と内容の説明や、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）及び安全な場所にいる場合は避難場所へ行く必要がないこと等について、日頃から住民等への周知に努めるものとし、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。なお、避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

### ア 高齢者等避難（警戒レベル3）

気象予警報及び土砂災害警戒情報の発表又は災害の発生が予測される場合に、災害リスクのある区域等（以下「危険な場所」）の高齢者及び要配慮者等が、安全な場所へ避難するべきであるときに発令される情報である。

### イ 避難指示（警戒レベル4）

災害が発生するおそれが高い区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況であるときに発令される情報である。

### ウ 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生又は切迫している状況であり、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう促す場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

#### 【注 釈】

※ ただし、上記の情報は、相当する気象警報等が発表された場合に町から必ず発令される情報ではなく、また、災害発生・切迫の状況で避難又は緊急安全確保行動を取ったとしても身の安全を必ず確保できるとは限らないことから、平時から居住者等に災害リスクと取るべき行動を確認するよう促すものとする。

また、避難情報が発令された場合においても、安全な場所に居住しているなど安全を確保できる状態である場合は避難行動を要しない場合がある。

### (3) 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

ア 避難指示等の理由及び内容

イ 避難場所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

### (4) 避難指示等の伝達方法

ア 避難指示等の伝達事項

避難指示等の伝達する内容は、概ね次のとおりとする。

(ア) 避難指示等の発信者

(イ) 避難先とその場所名

(ウ) 避難の理由及び警戒レベル

(エ) 警戒レベルに対応したとるべき避難行動

(オ) 避難対象区域

(カ) 避難経路

(キ) 注意事項

a 避難時の戸締まりをする。

b 避難にあたっては、必ず火気危険物等（器具消火、ガス元栓の閉め等）の始末を徹底する。

c 大雨、台風災害に備え、家屋の補強、家財道具を安全な場所へ移動する。

d 携帯品は必要最小限にする。

（例えば：食料、水筒、タオル、ティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品等）

- e 服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨ガッパ、防寒用具等を携帯する。
- f 会社、工場にあっては、浸水、その他の被害による油脂類の流出、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- g 屋内へ退避する場合は、安全が確保される場所へ退避する。

【警戒レベルの段階区分に応じた住民が取るべき行動】

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※ 必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・ 高齢者等以外の者も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</li> </ul>	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報、大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

イ 避難指示等の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行うものとする。なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとし、伝達文の内容を工夫することや、その対象を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

(ア) 広報車による伝達

町、振興局、警察署、消防本部などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(イ) ラジオ、テレビ放送等による伝達

関係報道機関に対して避難指示等を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送の協力を依頼するものとする。

(ウ) インターネットによる伝達

町ホームページ及びSNS等によるものとする。

(エ) 避難信号による伝達

水防信号に定める危険信号によるものとする。

(オ) 電話による伝達

電話により、住民組織、官公署、会社等に通報する。

(カ) 伝達員による個別伝達

避難指示等を行った時、夜間、停電時で風雨及び風雪が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想される時は、消防団員等で伝達班を編成して、個別に伝達するものとする。

(キ) 防災行政無線による伝達

(ク) 自主防災組織等による伝達

(5) 道に対する報告

ア 避難指示等を発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、根室振興局に対しその旨を報告する。

(町長以外の者が発令したときは町長経由)

イ 避難所を開設した時は、知事（根室振興局長）にその旨を報告する。

(ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名

(イ) 開設期間の見込み

(ウ) 収容状況、収容人員

(エ) 炊き出し等の状況

(6) 関係機関への連絡

避難指示等を発令したとき、もしくは警察署から指示又は指示を行った旨の通報を受けたときは、次の要領により必要に応じて、関係機関に対して連絡するものとする。

(ア) 警察署に連絡し、協力を得るものとする。

(イ) 避難所として利用する施設の管理者に対し、連絡をとり協力を求める。

(ウ) 指定の避難所には、速やかに職員を派遣し、避難者への指示、誘導等にあたる。

(7) 避難所等

ア 避難所等の設定

(ア) 避難指示等を発令し、立退き先の指示を必要とした場合の避難所等として当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断して、もっとも安全にして速やかに収容可能な場所、施設を指定する。

(イ) 避難所等の設定は、町内会、距離、物理的条件等を考慮し設定するものとする。

ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、公園、空地等を使用するものとし、その地域全体が災害のため使用不能になったときは、他地域の避難所等を使用するものとする。

(ウ) 避難状況の把握等のため、各避難所等ごとに対象地区を指定する。

イ 避難所等の指定状況

本町において指定した避難所等は、別表のとおりとする。なお、海岸地域に避難所等、炊き出し、備蓄センター等の機能を備えた地域防災センターを設置する等、避難対策を促進するものとする。

### ウ 避難所等の基準

避難所等は、これを指定緊急避難場所及び指定避難所に区分し設定する。

ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用することができないときは、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (ア) 指定緊急避難場所

##### a 設置目的

津波やその他の災害の危険が迫っている場合に、避難者が緊急的に避難するための場所や施設とする。

##### b 選定基準

町の指定した指定緊急避難場所は、地域全員の安全を確保できるような場所であることを基準に選定する。

##### c 指定緊急避難場所における対象地区の指定の効果

(a) 情報伝達その他各所に連絡が効率的に行える。

(b) 町職員、消防職団員、警察官等の指示で避難することを原則としていることから、整然とした行動が確保できる。

(c) 家庭等の離散状況時における災害発生に対し、家族相互の最終合流場所となる。

(d) 地域の避難状況の掌握、住民相互の協力が可能である。

(e) 避難所への誘導が円滑に行える。

#### (イ) 指定避難所

##### a 設置目的

大雨、洪水、津波、高潮などによる家屋の浸水、流失あるいは、地震、大火災などにより住居を喪失し、又はそのおそれがある時に、避難者を収容するための施設であり、容易に給食や物資を搬送することができる一時的な滞在型の施設とし、指定緊急避難場所と兼ねることができる。

##### b 選定基準

町の指定した避難所は、原則として各地域の小中学校及びその他公共施設であり、おおむね2㎡以下につき1人を基準とし、人が横になれるように配慮する。

なお、避難所の運営において感染症対策を実施する必要がある場合は、可能な限り4.5㎡以下（通路部分を含む）につき1人となるよう配慮するものとし、マスク、アルコール消毒液、検温のための体温計等の衛生用品を備えておくものとする。

また、必要に応じ、指定避難所に発電機を備える等、電力容量の拡大に努めるものとする。

##### c 指定する際の留意事項

老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備し

た福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

### (ウ) 福祉避難所

#### a 設置目的

大雨、洪水、津波、高潮などによる家屋の浸水、流失あるいは、地震、大火災などにより住居を喪失し、又はそのおそれがある時に、各避難所へ避難した避難者のうち、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）、及び町長が特に必要と認める者が指定避難所での生活に困難をきたす場合に開設する避難所。

#### b 選定基準

福祉設備を有した社会福祉施設等を予め指定し、要配慮者の支援にあたる人材の確保や協力体制を促進できる施設とする。

#### c 指定する際の留意事項

老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

### エ 避難所等の指定と周知方法

(ア) 町は、各避難所を別表のとおり指定し、町民に対し平時から避難所等を周知するため、避難所等表示板を避難所等に設置するとともに、町広報紙等を活用して、町民に周知するものとする。

(イ) 指定避難所の指定及び取り消しの措置

指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

### オ 指定以外の施設での避難所等の開設

(ア) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等を鑑み、指定避難所だけでは量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設（宿泊施設等）についても、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努めるものとする。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者等に対して親戚や友人宅等への避難の検討の促進や、特に要配慮者に対しては、あらかじめ災害発生時等における宿泊施設の活用を検討するなど、良好な生活環境の確保に努めるものとする。

(イ) 学校を指定避難所として指定する場合

学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

別表 別海町指定避難所一覧

【別海町指定避難所一覧】										
地区名	避難所名	指定避難所		指定緊急避難場所					住所	電話番号
		指定避難所	福祉避難所	津波	高潮	洪水	暴風雪	その他		
別海	別海町役場本庁舎	○					○	○	別海常盤町280番地	75-2111
	別海町民体育館	○				○		○	別海141番地10	75-2882
	別海町生涯学習センターみなくる	○				○	○	○	別海旭町149番地1	75-2146
	別海高等学校	○							別海緑町70番地1	75-2053
	別海中央中学校	○							別海緑町116番地4	75-2251
	別海中央小学校	○							別海旭町431番地1	75-2054
	特別養護老人ホーム清翠園		○						別海西本町52番地	75-2224
	デイサービスセンターひだまり		○						別海西本町52番地	75-0151
	柏の美学園		○						別海97番地9	79-5111
	老人保健施設すこやか		○						別海西本町103番地3	75-3226
中西別	中西別中学校	○							中西別朝日町14番地	75-6631
	中西別小学校	○							中西別光町48番地	75-6628
	中西別ふれあいセンター	○				○	○	○	中西別光町38番地1	75-6650
中春別	中春別中学校	○							中春別南町17番地	76-2263
	中春別小学校	○							中春別西町34番地	76-2013
	中春別ふれあいセンター	○				○	○	○	中春別東町50番地	76-2354
上春別	上春別中学校	○							上春別旭町30番地	75-6136
	上春別小学校	○							上春別123番地12	75-6364
	上春別地域センター	○				○	○	○	上春別栄町44番地	75-6651
本別海	本別海地域防災センター	○		○	○	○		○	本別海2番地155	75-8400
走古丹	走古丹地域防災センター	○		○	○			○	走古丹1番地44	75-8102
上風連	上風連中学校	○							上風連182番地3	75-7302
	上風連小学校	○							上風連181番地4	75-7102
	上風連地域センター	○					○	○	上風連174番地17	75-7163
尾岱沼	野付中学校	○							尾岱沼潮見町203番地	86-2019
	野付小学校	○							尾岱沼潮見町217番地	86-2013
	別海町東公民館	○		○	○			○	尾岱沼潮見町72番地	86-2141
	北方展望塔前駐車帯			○	○		○		尾岱沼5番地27	86-2449
	尾岱沼地域センター	○		○	○	○	○	○	尾岱沼潮見町213番地1	86-2445
	野付半島避難施設			○	○				野付100番地1	
床丹	床丹地域防災センター	○		○	○	○		○	床丹4番地46	86-2199
	床丹墓地			○	○				床丹4番地11	
	水口宅裏町有林			○	○				床丹4番地1	
	菅原宅周辺			○	○				床丹4番地147	
西春別駅前	上西春別中学校	○							西春別駅前西町270番地1	77-2374
	上西春別小学校	○							西春別駅前西町2番地	77-2050
	西春別体育館	○							西春別95番地53	77-2800
	西春別ふれあいセンター	○				○	○	○	西春別駅前栄町28番地	77-2131
西春別	西春別中学校	○							西春別本久町1番地	77-2061
	西春別小学校	○							西春別宮園町50番地	77-2364
	西春別地域センターみらい館	○				○	○	○	西春別宮園町73番地	77-2531
	西春別公共駐車場						○		西春別321番地46	
合計	(42ヶ所中)	32ヶ所	4ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	11ヶ所	14ヶ所		

### カ 指定避難所等の開設

(ア) 災害時は、自主防災組織との連携を図りながら、必要に応じ、指定避難所を開設し、当該地区住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、指定避難所等の開設にあたっては、発災当初、町職員等を配置、若しくは派遣するまでの間、避難所開設・運営に係わる自主防災組織と連携して避難施設の被害の有無を確認するとともに、当該施設の構造や立地場所など安全性を確保した上で、速やかに町職員等の指揮責任者及び補助者を配置し、避難住民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示にあたり、又避難者の安全確保及び混乱の防止を図るものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(イ) 避難所等の施設管理者は本部長の命を受けた町職員の指示に従い、速やかに施設を避難所等に供するよう措置する。

(ウ) 避難所等の開設基準、開設期間等については、救助法が発動された時は同法により、又同法が適用されない災害の場合は同法に準じて行うものとする。

ただし、本部長がその必要を認めないときは、その期間を延長することができる。

(エ) 本町の指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、町直営・指定管理・管理委託施設、ホテル・旅館等の民間施設の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように+努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

(オ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(カ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立状態が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(キ) 著しく異常かつ激甚な非常災害により、避難者を収容するための指定避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(ク) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(ケ) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

- (コ) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。
- (サ) 避難所において、災害関連死に至るのを防ぐための「T（トイレ）」＝排泄  
「K（キッチン）＝食事」「B（ベッド）＝就寝」「W（ウォーム＝採暖）」の処置を一刻も早く行うことに努めるものとする。

### キ 指定避難所の運営管理等

- (ア) 本町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (イ) 指定避難所の運営
  - a 自助・共助の役割分担

当該避難所における自助・共助の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主防災組織による主体的な運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
  - b 指定避難所の運営管理に必要な防災知識の普及

本町は、避難所運営マニュアルを整備し、防災訓練等を通じて避難行動、特に自主防災組織に係わる指定避難所の運営管理に必要な防災知識の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、自主防災組織・住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。なお、実情に合わせて、応援職員や災害ボランティア、「北海道地域防災マスター（ボランティア）」の有資格者による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。
  - c 指定避難所における避難生活上必要な情報提供

本町は、指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
  - d 指定避難所に滞在困難な被災者等に係る対応
    - (a) 指定避難所に滞在困難な被災者等に係る情報の把握

本町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期かつ確実に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

(b) 指定避難所に滞在困難な避難者等に対する生活環境の確保

本町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

e 指定避難所における避難生活環境への配慮及び改善努力義務

本町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、各機関と連携して、段ボールベッドの導入・備蓄や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

さらに、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの確保に努めるものとする。

f 指定避難所における家庭動物に対する留意事項

本町は、指定避難所における被災者が飼い主である家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めるものとする。当該家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、可能な範囲内で屋内に確保することが望ましい。

ただし、家庭動物を媒介とする避難者に対する感染症感染予防対策の必要がある場合、医療機関・専門家の支援を受けて、その対応要領・処置を定めるものとする。

また、獣医師・専門家・動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

g 指定避難所での車中泊を伴う避難者受け入れに係る留意事項

本町は、指定避難所において車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療関係者・専門家等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等の災害関連死を防止する予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

### h 指定避難所における食事

本町の指定避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等専門家の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、本町の給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

### (ウ) 指定避難所における男女共同参画の推進

本町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

### (エ) 被災者である要配慮者・性的マイノリティー者・外国人に対する合理的配慮

本町は、指定避難所等における被災者である女性や子供等に対する性暴力・DVの発生、性的マイノリティー者・外国人に対する偏見・蔑視・合理的配慮を欠く行為を防止するため、次のとおり安全に配慮するものとする。

- a 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- b 性的マイノリティー者用として多目的トイレの利用指定する。
- c トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- d 照明を増設して、犯罪発生を抑止する。
- e 性暴力・ドメスティックバイオレンス（通称「DV」という。）についての注意喚起のための啓発活動をする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- f 外国人への配慮として、避難所内の標示は、日本語と当該外国語を併記する。

### (オ) 指定避難所の整理・統合に係る事項

#### a 指定避難所運営の長期化への対応

本町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等の良好な生活環境になるよう努めるものとする。

#### b 指定避難所の早期解消のための考え方

本町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

### (カ) 指定避難所における感染症対策

- a 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- b 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- c 指定避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

### (キ) 指定避難所における入所者登録に係る留意事項

本町は、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図る。なお、個人情報の取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

### (ク) 指定避難所における災害関連死防止のための処置事項

発災当初から指定避難所における災害関連死に至るのを防ぐため、以下に示す処置を一刻も早く施すことに努めるものとする。

- a 「T（トイレ 排泄）」
- b 「K（キッチン 食事）」
- c 「B（ベッド 就寝）」
- d 「W（ウォーム 採暖）」

## (8) 避難誘導及び移送等

### ア 避難誘導者

避難の誘導は、町職員、消防職員、消防団員や警察官及び地域の自主防災組織が協力して行うものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。また、町は災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険である場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が散れるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

### イ 避難経路の表示

避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により表示板等を設置し、事故防止を図る。

### ウ 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、乳幼児及び傷病者等災害時要援護者を優先的に避難させる。

### エ 避難の方法

- (ア) 避難は、可能な限り自主防災組織単位等で行うこと。
- (イ) 避難は避難者自ら行うことを原則とする。
- (ウ) 自力で避難できない場合、避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者の場合等の避難については、車両等を利用して行う。
- (エ) 避難が広域で大規模な移送を要し、町において対応処理できないときは、根室振興局長に対し応援要請を行う。
- (オ) 避難にあたっては、町職員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路、避難所等の安全確認のため支障となるものの排除を行うものとする。また、町は現状把握の上、危険区域等の避難路の確保を図るものとする。

### (9) 避難路等の整備

危険区域において、避難を必要とする警報が発せられた場合、地域住民が安全かつ迅速な避難を実施できるよう、徒歩による避難、又は車両等を利用した避難を想定し、避難路等の整備を促進するものとする。

(町防災計画資料編「避難路等一覧表」に資料記載)

### (10) 避難所の仮設

避難所が使用不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、町が指定する他地域の避難所へ移送を行う。

ただし、災害の種類、被害又は避難の状況等により、仮設避難所の設営を行う。

### (11) 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

### (12) 避難所の開設及び被災者救出状況の記録

避難所の開設及び被災者を救出した場合は、次により記録しておかなければならない。

- ア 避難所設置及び収容状況 (町防災計画資料編「避難所設置及び収容状況」に資料記載)
- イ 被災者救出状況記録簿 (町防災計画資料編「被災者救出状況記録簿」に資料記載)

## 2 救出計画

---

災害時において、避難に遅れた者、生命及び身体が危険な状態にある者の救出、又は生死不明の状態にある者を捜索、救出し、その保護に万全を期するものとする。

(1) 救出実施責任者

町長は、警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり本部のみで救出の実施が困難な場合は、町防災計画本編第5章第17節「自衛隊の災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事（根室振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

(2) 救出を必要とする者

災害のために、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で概ね次に該当する者とする。

ア 災害の際、火中に取り残されたような場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合

## 3 広域避難

---

(1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

(2) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該都府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、前項によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 第4節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料及び副食・調味料の供給、並びに炊き出し等は、道地域防災計画に定める食料供給計画に基づくもののほか、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

- (1) 町長が実施する。
- (2) 救助法が適用された場合、知事が行い、町長はこれを補助する。  
ただし、救助法第30条第1項の規程により委任された場合は町長が行う。

### 2 供給の対象者

---

- (1) 避難所等に収容された者
- (2) 住家が被害を受け炊事のできない者
- (3) 住家が被害を受け、一時縁故先へ避難する者
- (4) 災害地において応急作業に従事している者

### 3 供給品目

---

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

### 4 食料の調達供給方法

---

- (1) 米穀  
町長は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあり、被災者に対して炊き出し等の給食を必要とする場合に、町内の業者から調達するものとするが、応急用米穀類等を町内で確保できないときは、その確保について振興局長を通じ知事に要請するものとする。  
なお、災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の引渡方法等に係る事務手続きについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に定めるところにより、知事又は町長は、農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下、「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から受領する。

- (2) 麦製品等  
町内業者から調達する。  
ただし、町において調達が不可能である場合、又は必要数量を満たし得ぬ場合は知事にその斡旋を依頼するものとする。
- (3) 副食、調味料  
副食、調味料については町内業者から調達する。ただし、町において調達が不可能である場合、又は必要数量を満たし得ぬ場合は知事にその斡旋を依頼するものとする。
- (4) 乳児食の調達  
乳児に対する食料は、人工栄養を必要としその確保が困難なものに対して、実情に応じて町内業者から調達し、支給するものとする。

## 5 炊き出し計画

---

- (1) 炊き出し及びその給与は、福祉対策部が行うものとする。
- (2) 炊き出し施設は、原則として次の施設を利用するものとするが、不足する場合又は指定施設が被災等で使用不能の場合は、仕出し業者、旅館等を利用するものとする。
- (3) 必要に応じて日本赤十字奉仕団、女性団体、自主防災組織、自衛隊等の協力、応援を求め、避難場所又は近くの適当な場所を選んで実施する。  
(町防災計画資料編「炊き出し施設一覧」に資料記載)

## 6 食料の輸送

---

食料の輸送は町防災計画本編第5章第12節「輸送計画」の定めるところによる。

## 7 食料の配布

---

- (1) 被災者に対する食料の配布は、原則として避難所等において実施する。
- (2) 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所等において配布する。
- (3) 食料の配布については、自主防災組織等の協力により公平かつ円滑に実施する。

## 8 備蓄調達

---

- (1) 食料の調達は、原則として町内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定の数量を町において備蓄するものとする。  
また、住民に対し最低3日程度の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。

- (2) 緊急調達に備え、事前に町内業者等と協議し、速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。

## 9 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

## 10 炊き出しの給与状況の記録

---

炊き出しを実施した場合は、町防災計画資料編「炊き出し給与状況」により記録しておかなければならない。

## 第5節 衣料・生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営む事が困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画である。

### 1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとする。なお、物資の調達が困難なときは、知事に斡旋又は調達を要請する。

### 2 実施の方法

- (1) 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失ったものに対し、被害状況及び世帯構成員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。
- (2) 給与又は貸与の対象者は次のとおりとする。
  - ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者
  - イ 被服、寝具その他生活必需品物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### 3 調達の方法

- (1) 物資調達の方法  
救助法の適用の有無にかかわらず、世帯構成員別被害状況を把握のうえ物資購入（配分）計画書を作成し、調達するものとする。
  - ア 世帯構成員別被害状況
  - イ 物資購入（配分）計画書  
(町防災計画資料編「世帯構成員別被害状況」、「物資購入（配分）計画書」に資料記載)
- (2) 給与又は貸与物資の種類
  - ア 寝具 (タオルケット、毛布、布団等)
  - イ 外衣 (洋服、作業衣、子供服等)

- ウ 肌着 (シャツ、パンツ等)
  - エ 身の回り品 (タオル、靴下、かさ等)
  - オ 炊事道具 (茶碗、皿、箸等)
  - カ 日用品 (石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉等)
  - キ 光熱材料 (マッチ、ローソク等)
  - ク 衛生用品 (マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計等)
  - ケ その他、指定避難所において必要なもの
- (3) 備蓄品調達方法
- ア ライフライン確保のために必要な物資については、調達に要する時間等を考慮し、発電機、冬期の暖房器具等も含めて応急的に対応するための一定数量を町備蓄計画に基づき整備、調達及び保管するものとする。
- また、感染症感染防止のためのマスク等の衛生用品については、町備蓄計画による。
- イ 日本赤十字社別海町分区は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要な時は、日本赤十字社別海町分区長に要請をする。
- (町防災計画資料編「災害救助物資備蓄一覧表」に資料記載)

## 4 給与及び貸与の方法

---

町長は、調達物資の受払い状況を明確にし、給与又は貸与については、前項の物資購入(配分)計画書に基づき自主防災組織等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

## 5 義援金品の取り扱い

---

町に送付された義援金品の取扱いは、総務対策部が担当する。

受付の記録、保管、被災者への配分等は町長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

## 6 費用の限度及び供給期間

---

救助法の基準による。

## 7 物資の給与状況の記録

---

物資を給与した場合は、町防災計画資料編「物資の給与状況」により記録しておかなければならない。

なお、救助法による救助物資とその他義援金とは明確に区分して処理する。

## 第6節 給水計画

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を得ることができなくなったとき、必要最小限の飲料水を供給して、生活の保護を図るために行う応急給水は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

- (1) 応急給水は、町長が実施する。
- (2) 救助法が適用された場合知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

### 2 給水対象者

---

- (1) 災害のため飲料水を得ることができない者。
- (2) 対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況及び住民情報を基に決定する。

### 3 給水の方法

---

#### (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水資材（給水タンク等）により補給水源から取水し、被災地内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

（町防災計画資料編「給水資材一覧」に資料記載）

#### (2) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたとときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

#### (3) 給水施設の整備

給水を容易にできるよう耐震性貯水槽及び浄水装置の整備を促進するとともに、利用可能な水源（公共施設等の受水槽やプール等）を調査の上、事前に災害時に使用できるよう協議を行い、飲料水の確保に努めるものとする。

## 4 住民の周知

---

- (1) 給水にあたっては、広報車の巡回、防災行政無線（同報系）等により住民に周知する。
- (2) 広報内容
  - ア 給水拠点の場所及び応急給水方法
  - イ 水道施設の復旧見込み及び被害の状況
  - ウ その他必要事項

## 5 給水施設の応急復旧

---

医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に給水指定業者の協力を得て応急復旧を行う。

## 6 給水応援の要請

---

町長は自ら行う飲料水の供給を実施することが困難な場合は、自衛隊、道、又は他市町村への飲料水の供給の実施、又はこれに要する要員及び給水資材の応援を要請する。

- (1) 補給水利の種別所在数量（町防災計画資料編「補給水利の種別所在数量一覧」に資料記載）

## 7 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

## 8 給水の記録

---

給水を実施した場合は次により記録しておかなければならない。

- (1) 飲料水の供給簿（町防災計画資料編「飲料水の供給簿」に資料記載）

## 第7節 医療及び助産計画

災害のためその地域の医療機関の機能が失われ又は著しく不足、もしくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

- (1) 救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合は町長が実施する。

### 2 医療及び助産の対象者及びその把握

---

- (1) 対象者
  - ア 医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
  - イ 災害の発生日前後7日以内の分娩者及び分娩予定者で、災害のため助産の途を失った者
- (2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず自主防災組織等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し、町長に通知するものとする。

通知を受けた町長は、直ちに救護に関し、医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部署に指示するものとする。

### 3 応急救護所の設置

---

応急救護所は、原則として避難所のうち地区ごとに小学校を使用するものとするが、必要に応じて他の公共施設を使用する。

## 4 医師会に対する出動要請

---

(1) 町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、社団法人根室市外三郡医師会、一般社団法人釧路歯科医師会に対して出動要請を行うものとする。

なお、出動要請については、両医師会との協定書に基づいて出動要請を行うものとする。

ア 要請する場合には、次の事項を通知する。

(ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況

(イ) 出動の時期及び場所

(ウ) 出動を要する人員及び資材

(エ) その他必要な事項

「災害時の医療救護活動に関する協定」	平成8年7月16日締結
「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」	平成14年3月18日締結

## 5 救護班の要請

---

町長は、災害により医療を必要とする場合は、応急医療にあたる。その診療能力を越える場合等においては、社団法人根室市外三郡医師会長、一般社団法人釧路歯科医師会長に救護班の派遣を要請し、応急医療にあたるものとする。

## 6 医薬品の確保

---

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生器材が、町内での確保が困難又は不可能なときは、町長は知事に対し斡旋及び提供を要請するものとする。

## 7 患者の移送

---

傷病患者の移送は、現地での応急措置の後、最寄りの病院に移送するものとする。

## 8 関係機関の応援

---

町長は、災害規模等必要に応じ、知事（根室振興局長）に対し次の関係機関の応援要請を行う。

(1) 救護班の支援（日本赤十字社救護班）

(2) 患者移送（自衛隊）

## 9 医療機関等の状況

---

- (1) 医療機関
- (2) 助産機関
- (3) 医療薬品取扱機関  
(町防災計画資料編「医療機関等一覧」に資料記載)

## 10 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による

## 11 救護班の活動状況等の記録

---

救護班の活動状況等について次により記録しておかなければならない。

- (1) 救護班活動状況
- (2) 病院診療所医療実施状況
- (3) 助産台帳  
(町防災計画資料編「救護班活動状況」、「病院診療所医療実施状況」、「助産台帳」に資料記載)

## 第8節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び活動の実施は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町長が知事の指導指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

### 2 防疫の種別と方法

#### (1) 消毒活動

ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫発生のおそれのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ 避難所の便所その他の不潔な場所の消毒は1日1回以上、クレゾール、オルソ剤等を用い実施する。

ウ 井戸の消毒をする。井戸の消毒はその水1m<sup>3</sup>あたり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液(10%)を投入し、十分攪拌した後2時間以上放置させ使用するものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸がえを施さないと使用させないものとする。

#### (2) 被災世帯における家屋等の消毒

ア 汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心にクレゾール水などで拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。

イ 便所はクレゾール水をもって拭浄するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳を投入・攪拌する。

#### (3) 感染症患者等に対する措置

被災地に一類、二類感染症患者及び当該感染症に罹災していると疑われる者が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは速やかに保健所に連絡し、適切な措置をとる。

第2種感染症 指定医療機関	医療機関名	住所	病床数
	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1番12号	4
	市立根室病院	根室市有磯町1丁目2番地	4

一類感染症が集団発生した場合、一般の医療機関に緊急避難的に感染症患者を入院させることがあるため、保健所の指示に基づき適切な措置をとる。

### (4) 臨時予防接種

被災地の感染症を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

### (5) 避難所の防疫指導

町長は、避難所の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

#### ア 検病調査等

避難者に対しては少なくとも1日1回検病調査をするものとし、調査の結果検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、健康診断を受けさせるものとする。

#### イ 清潔方法、消毒方法等の実施

避難者に衣服類等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、衛生害虫の発生予防のため殺虫剤の散布を行ない、便所、炊事場、洗濯場等の消毒のほか、クレゾール石鹼液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

#### ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

#### エ 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに使用の都度消毒させるものとする。

## 3 防疫資機材の調達

---

災害時において、根室家畜伝染病自衛防疫推進協議会及び根室振興局（中標津保健所）並びに近隣市町村より借用するものとする。

## 4 家畜の防疫

---

### (1) 実施機関

被災地の家畜防疫は、知事が行うものとし、家畜保健衛生所長が実施する。

(2) 被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する消毒菌により汚染され伝染病が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パーンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

## 第9節 清掃計画

災害時における被災地のごみの収集、し尿の汲み取り及びへい獣の処理等の清掃業務については本計画の定めるところによる。

ただし住居又は、その周辺に運ばれた土石等の除去については、町防災計画本編第5章第11節「障害物除去計画」による。

### 1 実施責任者

- (1) 被災地における清掃は、地域住民の協力を得て、町長が実施するものとする。
- (2) 町長は、災害による被害が甚大で町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村長及び知事に応援を求め実施するものとする。

### 2 清掃の方法

#### (1) ごみの収集処分の方法

##### ア 収集

- (ア) 災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業にあたる。
- (イ) 被災地の住民に協力を要請し、台所のくず類を優先的に収集し、感染症の原因となる汚物から順に収集するものとする。
- (ウ) 一般的なごみはその後収集するものとする。
- (エ) 災害の状況により、現有ごみ収集車両によって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動又は民間業者から車両を借り入れて実施するものとする。

##### イ 処分

町長が指定する臨時集積場に運搬集積し、焼却・埋め立て処理するものとする。

#### (2) し尿収集処分の方法

##### ア 収集

- (ア) 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするものとする。
- (イ) 避難が実施された場合には、避難所及び被災地域を重点的に収集にあたるものとし、状況により応急仮設便所を設置するものとする。

##### イ 処分

町のし尿処理場を使用して処分を行うものとする。

### 3 死亡獣畜の処理方法

---

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- (2) 所有者が不明であるとき、又は所有者が実施する事が困難なときは町長が実施するものとする。
- (3) 死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、死亡獣畜取扱所において集中焼却又は埋葬処理をするものとする。
- (4) 移動しがたいものについては、知事（保健所長）の許可を経てその場で他に影響がない限りにおいて埋葬又は焼却するものとする。  
なお、埋葬する場合は、1 m以上覆土するものとする。

## 第10節 行方不明者の捜索及び死体処理並びに埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、死体に関する収容処理及び埋葬の実施については本計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

(1) 町長

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規程により委任された場合は町長が行うものとするが、死体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

(2) 警察官

(3) 海上保安官

### 2 実施の方法

(1) 行方不明者の捜索

ア 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

イ 捜索の実施

町長が消防機関、警察官及び海上保安官の協力により捜索班を編成し実施する。この場合、被災の状況により、関係機関、関係市町村及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ 捜索の方法

捜索班を編成し、必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

エ 応援要請

(ア) 関係市町村への要請

本町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂流していると考えられる場合は、関係市町村に対し捜索の応援を依頼する。

(イ) 応援の要請事項

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- a 行方不明者が埋没又は漂流していると思われる場所
- b 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

(2) 死体処理

ア 対象者

災害により死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができないもの。

イ 死体の処理

死体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合は、遺族等により身元確認が困難な場合は、又は引取人がいない場合、町長が行うものとする。

a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別のため、死体の洗浄、縫合、消毒をし、及び遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

b 死体の一時保存

死体の身元識別のため、相当の時間を必要とし、又死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、死体を特定な場所（町内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所）へ埋葬の処理をするまで収容安置する。

c 安置場所の確保

死体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

(3) 死体の埋葬

ア 対象者

災害時の混乱の際に死亡したもの及び遺族が災害のために埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない死体を埋葬するものとする。

イ 埋葬の方法

(ア) 町長は、死体を土葬又は火葬に付し、又は棺桶、骨壺等を遺族に支給する等、現物支給をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とする。

(ウ) 町長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

### 3 火葬場の状況

火葬場名	所在地	火葬炉	電話番号
別海斎場	中西別 161 番地の 13	2 墓	0153-75-6649

## 4 他市町村における被災の漂着処理

---

町長は、被災された市町村より漂流した死体については、次のとおり処理するものとする。

(1) 死体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次により処理するものとする。

ア 道内の他市町村から漂流した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。

イ 道外の他市町村から漂流した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

(2) 死体の身元が判明していない場合

ア ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の死体が漂着した場合は、死体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。

イ 死体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた死体であることが推定できない場合は、町長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

## 5 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

## 6 搜索等の記録

---

行方不明者の搜索、死体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 死体搜索状況記録簿

(2) 死体処理台帳

(3) 埋葬台帳

(町防災計画資料編「死体搜索状況記録簿」、「死体処理台帳」、「埋葬台帳」に資料記載)

(町防災計画資料編「埋葬地の所在地」に資料記載)

## 第11節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

(1) 町長

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

(2) 道路、河川、その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、河川法その他関係法に定めるそれぞれの施設の管理者が行う。

### 2 障害物除去の対象

---

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりとする。

(1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 3 障害物の除去の方法

---

(1) 実施責任者は、自らの応急対策機具を用い、又は状況に応じ、要請による災害派遣出動中の自衛隊及び別海町建設業協会等の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

## 4 除去した障害物の集積場所

---

除去した障害物は、それぞれの実施機関に於いて付近の遊休地等を利用し、集積するものとする。

## 5 除去に必要な機械器具等の確保

---

町有機械のみでは、障害物の除去を実施する事ができないときは、別海町建設業協会等から車両などの機械器具を借り上げて確保するものとする。

## 6 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

## 7 障害物除去の状況の記録

---

障害物を除去した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 障害物除去の状況（町防災計画資料編「障害物除去の状況」に資料記載）

## 第12節 輸送計画

災害時における災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援もしくは救護のための資材、物資の輸送を迅速、確実にを行うための方法及び範囲等は本計画の定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 1 実施責任者

災害時における輸送は、町長が実施するものとする。(基本法第50条第2項)

### 2 災害時輸送の方法

本町における災害時における輸送の考え方は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、当時の状況において、特に住民の避難行動、救援・救護のための物資・資材等優先度の高いものに関しては、当時の実行可能なあらゆる輸送方法を駆使して、速やかに本町内の被災地区、若しくは町内の災害拠点へ輸送しなければならない。その際、災害の種類・規模、緊急輸送※1、幹線輸送※2及び端末輸送※3のための輸送路(航空路・海上路含む)の状況、輸送する物資・資材の優先度、内容及び量に係る輸送所要、確保できる輸送力、輸送間の安全確保等を明らかにして総合的に勘案し、次の各輸送方法のうち迅速、確実に最も適当な方法によるものとする。

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握する等、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

#### ※1 緊急輸送

災害直後から、住民の避難、救助活動をはじめ、物資供給等の応急活動のための輸送をすること。

#### ※2 幹線輸送

大量の物資を集積した拠点から、他の地域・地区の集積拠点まで輸送力をもって大量輸送すること。

#### ※3 端末輸送

幹線輸送の端末地において、指定避難所等への小口の集荷、配送をすること。

#### (1) 道路輸送

##### ア 道路の状況

町内における道路の状況について、関係機関と連絡をとりつつ、被災状況を明らかにして把握し、複数の輸送路（主・予備）を確保するものとする。

イ 車両等の確保

災害発生のおそれがあり、又は発生した場合は必要と認める車両を待機させ使用するものとする。（町防災計画資料編「町有車両の状況」に資料記載）

ただし、災害の規模により、町有車両のみでは輸送をすることができないと認めるときは、必要な車両を確保するための他の機関又は民間車両の借り上げを行う。

（町防災計画資料編「別海町建設業協会保有車両の状況」に資料記載）

(2) 海上輸送

町長は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、海上輸送力確保のため、災害発生直後から陸上及び空中輸送と同時並行的に海上保安部等関係機関又は民間運送機関に要請し、船艇による海上輸送力を確保するものとする。

なお、町内4地区の漁港においては、各地区の被災状況、特に港湾内の瓦礫の流入、岸壁等の破損状態を確認して当該漁港における輸送船艇の接岸可能度を把握、接岸可能な当該漁港から優先的に緊急物資・資材を荷揚するための受け入れ体制を速やかに構築するとともに町外の漁港とも連携を図る。

(3) 空中輸送

ア 空中輸送の要請

町長は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、空中輸力確保のため、災害発生直後から陸上及び海上輸送と同時並行的に根室振興局長を通じ、北海道知事に対する自衛隊所管航空機の派遣要請依頼も含めた自衛隊の災害派遣要請の要求をするとともに、海上保安庁所管、又は北海道警察所管航空機の各派遣要請をするものとする。

イ 物資投下可能地点

各避難所として指定する小中学校の校庭とし、その都度定める。

ウ ヘリコプター離発着可能地点

(ア) 災害時等の救急を要する場合は、町防災計画資料編「ヘリコプター着陸可能地選定条件」を満たすヘリコプターの救急離着陸場を確保するものとする。

(イ) ヘリコプター着陸可能地点は町防災計画資料編「ヘリコプター離着陸可能地」のとおりである。

(ウ) 北海道消防防災ヘリコプターの指定離着陸場は以下のとおりとする。

指定離着陸場（北海道防災航空室）			
所在地	名称	着陸場所面積	電話番号
別海町別海旭町 431-1	別海中央小学校グラウンド	17,800㎡	0153-75-2054
別海町西春別 75-4	上西春別中学校グラウンド	16,420㎡	0153-77-2374

### 3 輸送の範囲

---

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他特に必要を要する輸送

### 4 緊急輸送業務に従事する車両の表示

---

基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両を禁止した場合は、町長及び防災関係機関は災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として知事又は北海道公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送にあたるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。

- (1) 標章
- (2) 緊急通行車両確認証明書  
(町防災計画資料編「標章」、「緊急通行車両確認証明書」に資料記載)

### 5 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

### 6 輸送状況の記録

---

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 輸送記録簿（町防災計画資料編「輸送記録簿」に資料記載）

## 第13節 労務供給計画

災害時における応急対策の実施に必要な労務者の雇い上げ、供給については本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

災害応急対策実施に必要な要員の確保は、災害対策本部長（町長）が雇用を行う。

### 2 動員の順序

---

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うこととする。

- (1) 災害応急対策の協力団体員の動員要請
- (2) 近隣者に対する協力要請
- (3) 労働者の雇い上げ

### 3 動員の要請

---

応急対策のため労務要員を必要とする場合は、次の事項を明示して、速やかに労務供給計画を作成し労務の供給を行うこととする。

- (1) 労務要員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事する場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

### 4 労務者雇用の範囲

---

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療助産の患者移送労務者
- (3) 被災者の救出のための機械器具その他資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための労務者
- (5) 死体の捜索、処理のための労務者
- (6) その他災害応急対策のために必要な労務者

## 5 公共職業安定所長への要請

---

災害応急対策の実施に労務者を町長が雇い上げ不可能な時、又は必要人員を雇い上げ出来ない場合は、根室公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして、求人申し込みをするものとする。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

## 6 費用の限度及び期間

---

- (1) 費用は町が負担するものとし、賃金は一般の水準によりその都度町長が定める。  
ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合はこれによるものとする。
- (2) 期間は、当該救助の実施期間以内とする。

## 7 労務者雇用の記録

---

労務者を雇用した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 人夫雇い上げ台帳（町防災計画資料編「人夫雇い上げ台帳」に資料記載）

## 第14節 文教対策計画

学校等の施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

- (1) 町立小中学校における応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行うものとする。

なお、救助法が適用された場合の児童・生徒に対する学用品の給与は知事が行い、町長はこれを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。
- (2) 各学校の被災発生に伴う応急措置は、各学校長が具体的な応急計画を立てて行うこととする。
- (3) 道立高校における応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、知事及び道教育委員会が行うものとする。

### 2. 応急教育対策

- (1) 休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

  - ア 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、ラジオ、テレビ、その他確実な方法で各児童生徒に周知徹底させるものとする。
  - イ 授業開始後の措置

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、地区別に集団下校を原則とし、低学年児童にあっては教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 学校施設の確保と復旧対策
  - ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。
  - イ 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内運動場等を利用し、なお不足するときは2部授業の方法をとるものとする。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

(ア) 公共施設又は最寄の学校の校舎を利用するものとする。

(イ) 校舎の大部分又は全部が使用不能となり他の施設の確保ができない場合は、応急仮校舎等の建築を検討するものとする。

### (3) 教育の要領

ア 災害の状況に応じ特別の教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮する。

(イ) 教育の場所が学校施設以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学路その他の被害状況に応じ、点検の行き安全な通学路を確保する。

(エ) 学校が避難所に充当された場合には、収容により授業に支障をきたさないよう留意する。

(オ) 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

### (4) 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施するものとする。この場合、学校長は当該被災学校の教職員のみで実施が不可能なときは、教育委員会に報告し、教育委員会は教職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡を取り、教職員の確保に努めるものとする。

### (5) 学校給食等の措置

ア 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

### (6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- ア 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- イ 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- ウ 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲み取りを実施すること。
- エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

### (7) 教科書及び学用品の調達並びに支給

#### ア 支給対象者

住宅が全壊、全焼、流失、半壊、又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で教科書及び学用品を喪失又はき損した者に対して支給する。

#### イ 支給品目

- (ア) 教科書及び教材
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

#### ウ 調達方法

教育委員会は学校長と緊密な連絡を保ち、その数量を速やかに調査し道教育委員会に報告するとともに、町内の教科書供給書店及び文房具店等から調達するものとする。

なお、町内において調達困難な時は、知事に依頼し調達するものとする。

#### エ 支給方法

教育委員会は、各学校長と緊密に連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給するものとする。

#### オ 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

#### カ 学用品の給与状況

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

- (ア) 学用品の給与状況（町防災計画資料編「学用品の給与状況」に資料記載）

### 3 文化財の保全対策

---

(1) 応急措置

- ア 文化財が被災した場合は、その管理者（又は所有者）は、直ちに所管の消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- イ 管理者（又は所有者）は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町指定の文化財にあつては町教育委員会へ、国、道指定の文化財にあつては道教育委員会へ報告する。
- ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を実施する。

(2) 保全措置

文化財の所有者及び管理者は防災責任者を定めるなどの責任体制を確立し保全に努める。また、搬入可能な文化財については、性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時に当たっての保全に努める。

（町防災計画資料編「別海町文化財一覧」に資料記載）

## 第15節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

#### (1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

#### (2) 別海町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

### 2 実施の方法

#### (1) 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

#### (2) 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### (3) 応急仮設住宅

##### ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

##### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

##### ウ 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

### エ 建設型応急住宅の建設用地

道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

### オ 建設戸数（借上げを含む。）

町長からの要請に基づき、道が設置戸数を決定する。

### カ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した使用とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

### キ 維持管理

町長が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

### ク 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

## (4) 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

## (5) 住宅の応急修理

### ア 対象者

(ア) 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

### イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅に建設に準じて行う。

### ウ 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

## (6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

b 別海町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

c 滅失戸数が別海町区域内住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

a 被災地の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

b 滅失戸数が別海町区域内住宅戸数の1割以上のとき

### イ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において建設する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。

### ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者資格

a 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

b 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

c 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

a 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の3分の2  
ただし、激甚災害の場合は4分の3

b 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の5分の2

### 3 資材等の斡旋、調達

---

- (1) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- (2) 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

### 4 住宅の応急復旧活動

---

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

### 5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

---

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅台帳
- (2) 住宅応急修理記録簿  
(町防災計画資料編「応急仮設住宅台帳」、「住宅応急修理記録簿」に資料記載)

## 第16節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持するための中標津警察署（以下「警察署」という。）が実施する災害警備についての計画は、以下のとおりである。

### 1 災害に関する警察の任務

警察署は管内の防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持することを目的として、総合的な警察活動を行うことを任務とする。

### 2 災害警備活動の体制及び種別

警察署における災害警備体制は、発生した災害の規模、態様に応じて、警察署内で定めるところにより災害警備本部、又は災害警備対策室を設置するものとする。

### 3 災害警備活動

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害の実態把握
- (3) 被災者の救出活動
- (4) 危険地域における住民等の避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 気象予報及び警察の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (9) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 防災関係機関が行う防災業務に対する協力

## 4 町長の出動要請及び事前措置

---

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長は、基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請しなければならない。

(2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長から、基本法第59条に基づいた要求があったときは、同法第1項に規定する指示を行うことができる。この場合において、同法に規定する指示を行ったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

この場合にあっては、町長が当該措置の事務処理を行うものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成及び提供

町長は基本法第49条の十乃至十三に定められた避難行動要支援者に対する必要な措置を実施し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町防災計画が定めるところによる避難支援等関係者に作成した名簿情報を提供するものとする。

## 5 災害時における災害情報の収集

---

(1) 災害情報の収集

警察署長は、必要がある場合には町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集するものとする。

警察が収集する災害情報は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害が発生した日時、場所、又は地域
- ウ 当該地域の気象情報
- エ 被害の概要及び主要被害の状況
- オ 主要交通機関の被害状況及び復旧状況
- カ 警察関係の被害状況
- キ 治安状況

(2) 災害情報の連絡

警察署は収集した災害情報を必要と認められる場合には、町長その他の関係機関に通報するものとする。

### (3) 災害要員（リエゾン）の派遣

警察署長は、必要があると認められる場合は、関係機関に災害要員（リエゾン）を派遣するものとする。

## 6 災害時における広報

---

- (1) 警察署が行うべき広報は、警備措置上必要な災害の状況及びその見通し、並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他警察措置に関する事項とする。
- (2) 警察署は、保有する広報資機材を活用して積極的に広報を行うものとする。

## 7 避難対策

---

- (1) 警察官は基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示等を行うものとする。

この場合において、警察官がとった処置について、順を経て報告するものとする。
- (2) 前号の場合においては、町防災計画資料編「地域別指定避難場所等一覧」に定める避難先を指示するものとする。ただし、災害の種別、規模、現場の状況等により町防災計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察署長は速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行うものとする。
- (3) 警察官が基本法第61条の避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の各号に掲げる事項を明らかにしてこれを行うものとする。
  - ア 避難すべき時期
  - イ 避難すべき理由
  - ウ 避難先における給食等の準備状況
- (4) 避難の誘導にあたっては町、消防、水防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努めるものとする。

## 8 救出・救助活動

---

- (1) 警察署長は、生命、身体が危険な状態にある被災者の救出救助を実施する。また、町長等災害救助の責任を有する機関と協力して、被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急救護に努めるとともに、状況により知事（根室振興局長）又は町長の行う災害活動に協力するものとする。

## 9 警戒区設定及び物的・人的応急公用負担

---

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。  
警戒区域を設定し、通知を行った場合等の事後措置は町長が行うものとする。
- (2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項、9項及び同法第65条第2項に基づき応急公用負担（物的、人的応急公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。
- (3) 警察官が応急公用負担を行った場合の損失補償等の事後処理については、町長が行うものとする。

## 10 災害時における通信計画

---

- (1) 警察署長は、現有通信施設等を適切に運用し、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- (2) 町長は、基本法第57条及び第79条の規定により、緊急を要し、特に必要であると認めるときには、警察通信施設を利用することを求めることができる。  
この場合の手続きは、あらかじめ協議しておくものとする。

## 11 交通応急対策

---

- (1) 警察署長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において道路における危険を防止し、交通安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (2) 交通規制を実施するときは、次の方法により実施する。
  - ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
  - イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識を設置して行う事が困難なときは、現場警察官等の指示等によりこれを行う。

## 12 緊急輸送のための交通規制

---

- (1) 北海道公安委員会は、基本法第76条の規定に基づき、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域、又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (2) 町長は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、事前届出を積極的に行うものとする。
- (3) 災害時において、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に提示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備えるものとする。

## 第17節 自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊の災害派遣要請については、自衛隊法第83条（昭和29年法律第165号）の規定により、北海道知事からの要請により部隊等を派遣することを原則としていることから、災害が発生し、又は、まさに発生しようとする場合で応急措置を行う必要があると認めるときは、別海町長が根室振興局長へ災害派遣要請の要求をするものとする。

さらに、災害対策基本法第68条（昭和36年法律第223号）の規定により、別海町長が北海道知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求ができないときには、災害の状況等を防衛大臣または防衛大臣の指定する者に通知するものとする。

災害における自衛隊の災害派遣要請については、次により行うものとする。

### 1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請を依頼するにあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

### 2 災害派遣要請の要領等

#### (1) 災害派遣要請方法

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書（町防災計画資料編「自衛隊災害派遣要請について」に資料記載）をもって知事（根室振興局長）に対し要請を依頼するものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。なお、電話等ではケーブル破損等により依頼不可能な場合を想定し、防災行政無線等による連絡方法について検討し、速やかに依頼できる体制づくりを確立していくものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊との連絡方法

### (2) 緊急を要する災害派遣要請方法

町長は、人命の緊急救助等に関し、知事に要請を依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、町防災計画資料編「緊急を要する場合の連絡先」の部隊に通報できるものとする。この場合においても、その後速やかに知事に連絡し、所定の方法により文書を提出するものとする。

## 3 災害派遣部隊の受入れ体制

---

### (1) 受け入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

#### ア 資機材等の保管場所の準備

派遣部隊の車両、機材等の保管場所の準備、その他受入れのための措置及び準備をするものとする。

#### イ 連絡員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。

#### ウ 作業計画の準備

担当部隊は、受入れのため次の事項に関し計画をたて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な措置及び準備をするものとする。

(ア) 応援を求める作業の内容

(イ) 機材等の確保

(ウ) 派遣部隊の車両及び機材等の保管場所の準備

(エ) 派遣部隊の待機・展開場所（町防災計画資料編「派遣部隊の待機・展開場所」に資料記載）、指揮所

### (2) 派遣部隊到着後の措置

#### ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとする。

#### イ 知事への報告

派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

## 4 経費負担等

---

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入れ側（町）において負担する。
  - ア 資材費及び機器借上料
  - イ 電話料及びその施設費
  - ウ 電気料・水道料
  - エ 汲取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

## 5 連携強化等

---

- (1) 連絡体制の確立  
町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。
- (2) 連絡調整  
町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と緊密な連絡調整を行うものとする。
- (3) 連携の強化  
町長は、平常時から自衛隊と共同の防災訓練を実施するなど、密接な連携強化に努めることとする。

## 6 自主派遣

---

自衛隊は、自衛隊法第83条第2項ただし書きに基づき、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし、特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等との連絡を確保し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、自衛隊が自主的に災害派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

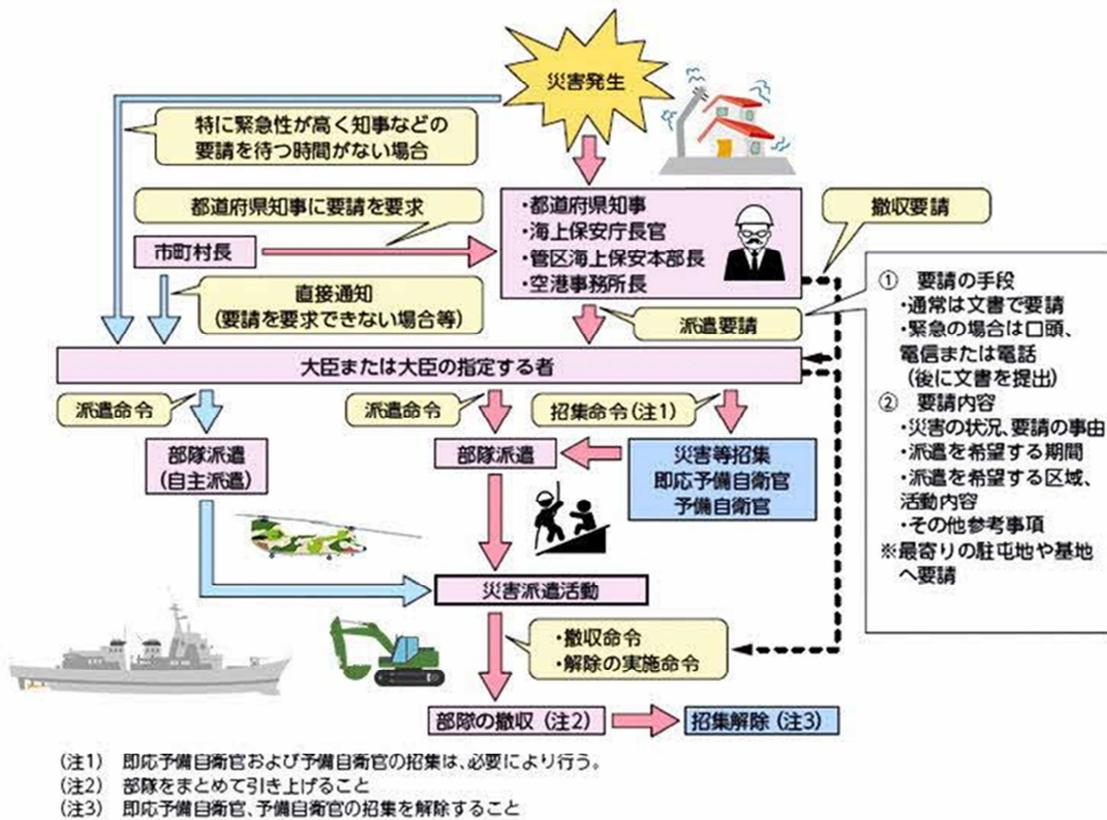
(4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないとき。

## 7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請依頼の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（町防災計画資料編「自衛隊災害派遣について」に資料記載）をもって知事に対し、撤収要請を依頼するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### 別図 自衛隊の災害派遣の要請から撤収までの流れ



引用 防衛省 自衛隊 HP 「要請から派遣、撤収までの流れ」

<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/about.html>

## 第18節 ボランティアの受入れ計画

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ及びその活動の円滑な実施に関することについては、本計画の定めるところによる。

### 1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建や援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるようその活動環境の整備を図るものとする。

### 2 ボランティア受付窓口

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされることから、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定する。

この場合、ボランティア活動に全面的に係わりをもつことは、ボランティア本来の主旨に反することから、社会福祉協議会などの関係団体と協議し、又連携を図って、相互に協力して受付を行うものとする。この受付の際には、氏名、住所及び主な活動内容等を記録しておかなければならない。

ただし、災害が大規模な場合、又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請し、その市町村において受付窓口を設けるものとする。

また、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

ボランティアの受入れにあたっては、高齢者や障がい者等への支援や外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

### 3 ボランティア活動状況の把握

---

町は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているか、又どこでボランティアを必要としているかなどの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行うものとする。

また、平時からボランティア団体と相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行い、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保に努める。

### 4 ボランティアの主な活動内容

---

ボランティア活動は、次に掲げる事項を主に行うものとする。

- (1) 救援物資などの物資搬入・配布作業
- (2) 被災地などの清掃活動
- (3) 炊き出し
- (4) その他、被災者の支援活動

### 5 災害時におけるボランティア活動の環境整備

---

- (1) 町は、平常時から地域団体、ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア等と協力して、災害時の連携についても検討するものとする。
- (2) 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 町は、ボランティア等と連携し、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 6 専門ボランティアの登録

---

町は、災害時には、被災地におけるニーズの把握に努めるとともに、福祉関係団体と連携し、外国語、高齢者介護等の専門的ボランティアの確保、登録に努めるものとする。

## 第19節 相互応援（受援）体制整備計画

災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び30条により、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に町内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員及び関係機関職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類に応じた対応マニュアルを策定し、地域防災計画や業務継続計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員。

### 2 要請手続き等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣は、知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- ア 派遣を求める理由
- イ 派遣を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

### 3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。  
また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、双方の協議により決定するものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

### 4 相互応援（受援）体制の整備

#### (1) 基本的考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や当該地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

#### (2) 相互応援（受援）体制の整備における留意事項

- ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時、町のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

## 第20節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画に定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

- (1) 被災地における放浪犬等の管理は町長が行うものとする。
- (2) 町長は、災害による被害が甚大で町のみで放浪犬等の捕獲・収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。

### 2 飼養動物の取扱

---

- (1) 動物の管理者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適正な管理を行うものとする。
- (2) 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
- (3) 災害発生時において、町は関係機関の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど、適切な処置を講ずるとともに、町民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。  
(町防災計画資料編「飼育動物等収容台帳」に資料記載)